

「乗合自動車運転士の交通事故等に関する懲戒処分の指針」の改正について

1. 改正（案）

別紙のとおり（下線部分は追加、取消線部分は削除）

2. 実施時期

令和5年5月15日

乗合自動車運転士の交通事故等に関する懲戒処分の指針

第1 基本事項

本指針は、一般乗合自動車運送事業を担う神戸市交通局において、神戸市の「懲戒処分の指針」に定める「1 服務規律違反等非違行為」「2 公務上非違行為関係」「4 交通事故・交通法規違反関係」の事例に加え、乗合自動車運転士による運転中（以下、「乗務中」とする。）に想定される交通事故及び交通法規違反並びに非違行為等の事例を示し、それぞれにおいて懲戒処分のめやすとなる処分量定を掲げたものである。

また、下記の事由により処分の加重又は軽減等を考慮する。

① 処分の加重の事由について

(ア) 当局への行政処分が行われるなど、結果若しくは損害が重大である又は社会的影響が甚大であるとき

(イ) 交通違反や事故において、その危険性が顕著なとき

(ウイ) 事実の隠蔽又は虚偽の申立てをしたとき

(エウ) 事実発生後、反省の様子が見られないとき

(オエ) 事故・苦情等を多発させるなど、平素の勤務成績が不良であるとき

(カキ) 1年以内に懲戒処分又は訓戒を受けているとき

② 処分の軽減の事由について

(ア) 双方の過失がある場合で、相手方の過失が重大であると認められるとき

(イ) 結果が軽微であるとき（危険性が顕著な場合を除く）

(ウ) 事実発生時の天候、地形、設備等が平常時と著しく異なり、情状酌量の余地があると認められるとき

(エ) 表彰又は賞詞を受けるなど、平素の勤務成績が優秀であるとき

(オ) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき（運転事故の場合を除く）

(カ) その他特に情状酌量の余地があると認められるとき

なお、具体的な量定の決定に当たっては、本指針のほか、神戸市の「懲戒処分の指針」に則して判断する。

（本指針と神戸市の「懲戒処分の指針」の量定が異なる場合は、本指針の量定を適用する。）

第2 めやすとなる処分量定

		事由	事例	処分量定
1 服務規律違反等非違行為	3	勤務態度不良	ア. 法令・規定及び業務上の指示を遵守することなく、事業の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告
			イ. 接客態度、乗客サービス又は運転操作の著しく悪い、再三注意を受けるもなお改まらない職員	減給又は戒告
2 公務上非違行為関係	14	不適切な事務処理	ア. 車内点検等の漏れにより乗客の車内放置、閉じ込めを行った職員	停職、減給又は戒告
			イ. 乗務中に喫煙を行った職員	停職、減給又は戒告

	事由	事例	処分量定
4 交通事 故・交 通法規 違反関 係	2 飲酒運転 以外での 交通事故 (乗務中 の事故)	ア. 過失により、横断歩道上で若しくは追突事故等により人に傷害を負わせた、又は流動事故を起こした職員	停職 、減給又は戒告
		イ. 過失により、横断歩道上で若しくは追突事故等により人に傷害を負わせた、又は流動事故を起こした場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	免職又は停職
		ウ. 過失により、周囲の交通や乗客に危険を生じる恐れのある運転行為を行い、人に傷害を負わせた又は物を損壊させた職員	停職 、 減給 又は 戒告
		エ. 過失により、周囲の交通や乗客に危険を生じる恐れのある運転行為を行い、人に傷害を負わせた場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	免職 又は 停職
		オ. 過失により物を著しく損壊させた職員	停職 、 減給 又は 戒告
		カ ニ. 重大な過失により人に傷害を負わせた職員	免職又は停職
		カ ホ. 重大な過失により物を損壊させた職員	停職、減給又は戒告
		キ カ. <u>安全運転義務（道路交通法第70条第1項）違反等</u> 法令・規定及び業務上の指示を遵守することなく事故等を起こし、人に傷害を負わせた又は物を損壊させた職員	停職、減給又は戒告
	3 交通法規 違反関係 (乗務中 の法規違 反)	ア. 著しい速度超過、携帯電話使用等悪質な交通法規違反をした職員	停職、減給又は戒告
		イ. 無免許運転をした職員	免職又は停職
※ 乗務中以外の交通事故・交通法規違反関係については、乗合自動車運転を担う専門職である位置付けのもと、神戸市の「懲戒処分の指針」に則して判断するものとする。			